

2019年10月4日

学校法人 大阪医科大学
理事長 植木 實 様

大阪医科大学 教員・医師組合
執行委員長 吉田秀司

要求書

大阪医科大学 教員・医師組合は、下記の通り賃金・労働環境に関する要求をいたします。
病棟建設等で支出が増加していることは承知しておりますが、我々の貢献に対し誠意あるご回答をいただきたく、よろしくお願ひいたします。

記

I. 要求項目

1. 基本給の引上げについて
2. 冬季賞与について
3. 住宅手当の増額について
4. 労使協定違反状態の解消について
5. 働き方改革について
6. 女性医師支援センターの支援対象について
7. 病院当直時の労働環境改善について
8. ハラスメント対策について
9. 教室運営不均衡の是正について

II. 要求内容

1. 基本給の引上げについて

2014年に消費税が8%に増税され、今年10月更に10%に増税されました。この間、本学では1度も基本給の引き上げが行われず、実質的に給与の低下が続いています。政府も経済界に積極的な賃上げを求めており、

3,000円の基本給引上げ + 定期昇給

を要求いたします。

2. 冬季賞与について

夏季賞与では収支差額の縮小により、前年度に比べ減額されました。大規模な病院建替え事業や災害復旧のため、財政に負担が生じていることは理解していますが、来年度の臨床研

修医のマッチングで本学が全国2位の人気となるなど、我々は前年度以上に本学の教育・研究・臨床に貢献できていると自負しております。これら我々の努力を冬季賞与による評価として、

(基本給+家族手当) ×2.7カ月 +27,000円

を要求いたします。

3. 住宅手当の増額について

平成25年度の団体交渉の結果、持ち家の住宅手当が月額4,800円から6,000円になりました。しかしながら、大阪府下の他の私立大学が月額20,000円以上であるのに比べれば未だ著しく低い額です。大阪薬科大学との合併時に周辺の状況を鑑みて再検討されることを期待しておりますが、急激な増額による財務負担を避けるため、段階的な措置として、

月額8,000円(持ち家の住宅手当 月額2,000円の増額)

を要求いたします。

〈参考資料〉

関西私大教連 私立大学 労働条件等資料集 2018 より

住宅手当(世帯主)について

本学の住宅手当:6,000円/月

他大学の住宅手当

近畿大学:22,500円/月

関西大学:22,500円/月

関西医科大学:15,500円/月

大阪薬科大学:27,000円/月

4. 労使協定違反状態の解消について

6月に時間外労働に関する労使協定(3.6協定)を改正・締結し、医師の協定違反に対策いたしました。これに関連し、基礎系教員に対して専門業務従事型裁量労働制の締結を求めましたが保留されており、一部教員は時間外労働手当不払いのために協定違反の状態にあります。昨今の社会的状況を鑑み、労使協定違反状態の早急な解消を要求いたします。

5. 働き方改革について

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」が報告書「医師労働時間短縮計画及び評価機能について」において、医療機関に対し労働時間短縮に関する様々な対策の義務化を求めています。求められている対策を実現するには現場で働く医師の理解が必要ですが、残念ながら議論の方向性すら理解できているとは言い難い状況です。従って、本学の「働き方改革委員会」主導による説明会・討論会の開催を要求いたします。

6. 女性医師支援センターの支援対象について

女性医師支援センターは女性医師を対象に活動していますが、学内保育園の利用対象者を教職員、大学院生、研究者に拡大するなどの成果を挙げています。これに伴い、女性医師支援センターの支援対象を拡大し、女性教職員とすることを要求いたします。

7. 病院当直時の労働環境改善について

病院当直時の労働環境の整備として、当直室のシーツ交換および食費補助を要求いたします。

病院当直時、疲労した状態でのシーツ交換が担当者の負担となっています。十全な状態で深夜勤務に従事するため事前のシーツ交換を要求いたします。

また、以前実施されていた平日夜間当直時の病院喫茶室での食事配給に代わる補助として、夕食・朝食代の補助あるいは弁当の配布を要求いたします。

8. ハラスメント対策について

学内にハラスメントに対応する委員会が存在するにも関わらず、本組合にパワーハラスメントの相談が相次いでいます。その原因として委員会の存在が周知されていない、あるいは相談することによる不利益を感じているなどの可能性があります。委員会によるアンケート実施などの積極的な対策、相談者に対する不利益取扱の禁止、活動の周知を要求いたします。

9. 教室運営不均衡の是正について

教室員の兼業に対する規制や個人研究費の取り扱いなどに教室間格差が生じており、その不均衡に対して意見が寄せられています。就業規則に違反しない限り教室責任者に裁量権があることは理解いたしますが、差別意識解消のためにも、これら教室間格差の調査と、それを踏まえた平準化対策を要求いたします。

以上